

cafe あすなる施設貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人高崎まちなか教育活動センターあすなる(以下、「あすなる」という。)の管理運営するcafe あすなるの施設貸出について必要な事項を定める。

(貸出の申請・許可)

第2条 特定非営利活動法人高崎まちなか教育活動センターあすなる定款(以下「定款」という。)の定める事業に使用するため施設の貸し出しを受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、予め別紙「様式1」により申請を行い、あすなるの許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 あすなるが前項の許可(以下、「貸出許可」という。)をする場合において必要があると認めるときは、その管理上必要な条件を付す。

(貸出の制限)

第3条 あすなるは、申請者の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を許可しない。

- (1) 定款第5条に定める事業の範囲を超えるおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (3) 特定の利害に関する政治的又は宗教的な活動を行うと認められるとき。
- (4) 施設及び設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (5) あすなるの目的に合致しないとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第4条 貸出許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた目的以外に施設を使用し、若しくは転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(貸出許可の取消し等)

第5条 あすなるは、使用者またはその使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の貸出を制限し、若しくは停止させ、又は貸出許可を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項の条件又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により貸出許可を受けたとき。
- (4) この規程に違反したとき。
- (5) 施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。

2 前項の場合において、使用者が損害を受けることがあってもあすなるはその責めを負わない。

(貸出施設等)

第6条 貸出しをする施設は、原則として別表1の定めるものとする。ただし、利用目的や利用人数等により特別に認めたときは、あすなるが認める範囲において貸し出すことができる。

2 前項の場合において、あすなろの設備を使用する場合または特別な設備等を持ち込む場合は、申請者は使用申請に際しその旨を明示するものとする。また、持ち込みを行う設備等がき損した場合でもあすなろはその責めを負わない。

(貸出時間)

第7条 貸出時間は、原則的に cafe あすなろの営業時間内とし、時間単位で貸し出す。ただし、あすなろが特別に認めたときは、学生団体及び高崎経済大学に属する者の活動に限り、営業時間を超えて貸し出すことができる。

(使用料)

第8条 使用料は、徴収しない。ただし、原則として使用者とそのイベントの参加者は別表2記載のとおり cafe あすなろが提供する飲食物を注文することとする。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、施設の使用に当たっては、この規程を遵守し、善良な注意をもって使用しなければならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その使用を終了したとき(第5条の規定による使用の制限若しくは停止又は使用許可の取消しがあったときを含む。)は、施設を原状に回復してこれを返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により、あすなろの施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、あすなろが自ら行う施設利用以外の施設貸出に適用する。
- 2 この規程に定めのない事案の可否判断については、高崎経済大学まちなか教育活動センター運営委員会または当該委員会から代決権限を受けた者が行う。

別表1 (第6条関係)

貸出施設	収容人数	備 考
2階全面	40名	喫煙室及び通路部を含まない
2階1/2面	20名	2階東側1/2面
2階1/4面	10名	2階東側1/4面
壁面利用	-	原則2階壁面とする

付記 表中「収容人数」は、テーブルを使用した場合の目安です。

別表2 (第8条関係)

イベント使用時間	注文内容
2時間以内	1オーダー/人
2時間超	2オーダー/人

